一般社団法人
建設技能人材機構
Japan Association for Construction Human Resources

2026年4月1日時点

建設分野特定技能外国人向け
（制度変更あり）

一時帰国支援

支援金活用で一時帰国の負担を軽減！

受入企業では特定技能外国人から一時帰国の申し出があった場合には、やむを得ない事情がある場合を除き、有給休暇を使って一時帰国してもらえるよう配慮しなくてはなりません。 JACでは外国人の母国への一時帰国にかかる費用を一定額支援する一時帰国支援を用意しています。なお、令和８年６月以降は、一回の申請につき50,000円に改めますので、ご注意ください。

一回の申請につき80,000円※を支給します

（累計2回まで申請が可能となりました。なお、令和８年６月以降は、一回の申請につき50,000円に改めますので、ご注意ください。）

母国にいる家族に会うため、また、長期休暇を利用した心身 リフレッシュのために帰国することもあれば、身内に不幸が あった場合など、予期せぬ帰国もあります。そうした時、スムーズな対応ができるように「一時帰国支援」を有効にご活用ください。

※ 既に支給済の一時帰国支援金への差額の支給・返納はありません。
※ 変更後の対象となる申請は2026年６月１日以降に一時帰国（日本への再入国）した申請が対象となります。
※ 2025年３月31日以前の申請については50,000円の支給となります。
※ 2025年4月1日から2026年5月31日までの申請については80,000円の支給となります。

一般社団法人
建設技能人材機構
Japan Association for Construction Human Resources

申請の流れ（申請は帰国後に行ってください）

❶ 申請サイトへアクセス

JAC（建設技能人材機構）のサイトトップページ（https://jac-skill.or.jp/）に記載の「受入企業お役立ち支援 受入サポートサービス」から申請サイトへアクセスします。

URL（https://jac-skill.or.jp/news/information/hiring-support-service-for-ssw.php）

必要情報を入力、申請資料（在留カードの画像、パスポート（旅券）の画像、往復の航空券の半券やコピー（eチケット可）をアップロードし申請を行います。

❷ 申請確認（制度変更あり）

申請されたデータは事務局にて内容を確認し問題がない場合は、翌月以降順次、申請時に入力された振込先へ振り込みを行います。
申請に不備があった場合は、必要な情報を再度事務局へ送ります。

〈注意事項〉

- 建設分野の特定技能外国人以外は、対象外です。
- 申請は日本への再入国後のみとなります。（事前申請は受付しません）
- 申請は受入企業からのみ申請可能です。振込先は受入企業の法人口座もしくは特定技能外国人の本人口座どちらかを指定できます。
- 母国への一時帰国以外は対象となりません。
- 受入企業が賛助会員を退会（または正会員団体から退会）している場合申請できません。
  また、この制度は受入負担金を原資としているため、受入負担金のお支払いが確認できない申請は支給対象外です。
- 一時帰国支援は、1人2回限り申請が可能です。
- 申請対象の期日により支給額が異なりますので、十分にご注意ください。

〈問合せ先〉一時帰国支援申請事務局

電話　0120－056－045
月曜日～金曜日（年末年始・祝日除く）9時～17時30分
Email　ichijikikoku@i-rac.co.jp

QRコードからも申請サイトへアクセスできます